

第2章

計画の必要性

なぜ国際化・多文化共生をすすめるのか

定義

1 「国際化」「多文化共生」は何を意味するのか

① 本計画における「国際化」の考え方

現代社会における「国際化」の特徴は、下表のように「ボーダーレス」、「相互依存」、「地球市民」にあります。本計画における「国際化」とは、「3つの特徴がある現代社会に対応したまちづくりを行うこと、そして、“内なる国際化”として市民一人ひとりの国際理解、多文化の尊重、市民性[※]の育成をすすめること」です。地方自治体における一般的な施策では、「国際交流」、「国際協力」、「国際理解」などにあたります。

現代社会における国際化の特徴

ボーダーレス	現代は、人、物、金、情報、サービス等あらゆるものが国境を越え、より早くより大量に世界を行き交う社会になっている。それにより、私たちは、望むと望まぬとに関わらず、外国人と接する機会が増え、外国製の商品を購入し、外国の文化や情報に触れ、世界的な標準やルール之恩恵を受け、遵守を求められている。また、日本人や日本の製品・文化・情報等も世界を駆けめぐっている。
相互依存	資源や国土の乏しい日本の食糧自給率は39% [※] 、エネルギー自給率は4% [※] と、もはや日本一国だけでは暮らしが成り立たない社会になっている。刈谷市の主な外国人市民の母国であるフィリピン、中国、ブラジル、インドネシアなどからも多くの資源を輸入している。また、外国から資源を輸入し、製品にして輸出することで成長した日本は、経済的にも国際的な相互依存度が高い。
地球市民	今日、地球温暖化や生物多様性の損失などの地球環境問題の解決、国際紛争やテロリズムの対策、食の安全や感染症への対応、難民・移民の受け入れの取り組みなど、一国だけでは解決しない人類共通の課題が拡大している。これらの課題を解決するためには、日本国民という枠ではなく、地球を一つの共同体と考え、「地球市民」として地球全体のために行動することが求められている。

※ 市民性：地域や社会を良くしていこうと主体的に他者と関わり行動する意欲や能力のこと。

※ 食糧自給率は農林水産省（平成22年度カロリーベース）、エネルギー自給率は経済産業省（平成19年度）調べ。

② 本計画における「多文化共生」の考え方

本計画における「多文化共生」とは、「ボーダーレス社会により移住してきた国籍や民族などの異なる人々と日本人が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とします。

また、日本人同士でも、育った地域や環境により文化的違いがあり、立場も性格も考え方も異なる存在であるように、「性別、年齢、職種、国籍、障がいの有無、志向や考え方等の違いに関わらず、誰もが、対等で、尊重され、受け入れられ、それぞれが持つ能力と持ち味を活かしあいながら、地域で共に生きていくこと」※という考えも含まれます。

※ 参考：「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」における「共存」の定義…年齢、性別、国籍、障がいの有無等の各々の違い並びに様々な考え方、活動及び組織の存在を認めあい、多様性を大切にすることをいう。

目的

2 なぜ国際化・多文化共生に取り組むのか

なぜ、国際化・多文化共生のまちづくりをすすめる必要があるのでしょうか。本市では、国際化や多文化共生の一般的な意味、国が示す意義、計画検討の過程で出された意見、刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針などをと、以下の4つの目的を掲げます。

この目的に向けて、本計画に基づき、関係主体とともに、積極的に国際化・多文化共生のまちづくりをすすめていきます。

● 本市が国際化・多文化共生に取り組む4つの目的 ●

- ① 多様性を成長につなげる
- ② 地球規模の共生をすすめる
- ③ すべての人の人権をまもる
- ④ 共存・協働のまちをつくる

① 多様性を成長につなげる

外国人市民を受け容れることや多様な人の集まりになることで、新しい出会い、発見、創造のイノベーション(変化・改革)などを生み出す原動力になり、市民やまちの成長につながります。計画検討の際にも以下のような意見が多く出されました。

- ◇ 多様な人や文化との出会いで人生を豊かにする。
- ◇ 知識や知恵の拡大によって、才能を伸ばし、新しい発見・発明・創造を生み出す。
- ◇ 物の多様な側面を見ることによって、自分や日本の良いところを見直す。
- ◇ 他を思いやり、助けあい、仲良くできるような新しいサービスやルールが生み出される。



「刈谷市では、外国人市民が関わる場で、お互いを尊重し、それぞれの持ち味や能力を生かした活動がされていますか？」



「刈谷市では、世界の多様性にふれ、学び、理解し、共存する機会をつくり、市民の成長や地域の発展につなげていますか？」



—— こうした問いかけに、「YES!」と答えられるようになるためにも、国際化・多文化共生のまちづくりをすすめます。

② 地球規模の共生をすすめる

私たちは、グローバルな経済活動により豊かさを享受する一方で、貧困・飢餓や地球環境問題などの地球規模の課題を生み出し、地球に暮らす住民として影響を受けるとともに、消費活動等を通してその加害者にもなっています。また、私たちの暮らしは、地球規模の課題の影響を強く受けている発展途上国から50%[※]近い資源や商品を輸入することで成り立っています。

“Think globally, Act locally”(地球的な視野で考え、地域で行動しよう)という言葉のように、地球規模の共生のために、本市の関係主体ができることを行うことが、地球規模で進む共通の課題を解決し、相互依存で成り立っている私たちの暮らしを守っていくことにつながります。



「刈谷市では、市民等が、自分たちの暮らしと地球規模の課題とのつながりについて理解し、地球規模の共生に向けた配慮や行動を行っていますか？」



—— こうした問いかけに、「YES!」と答えられるようになるためにも、国際化・多文化共生のまちづくりをすすめます。

※ 出典：独立行政法人国際協力機構『日本・途上国相互依存調査』2008年

③ すべての人の人権をまもる

「人権」とは、健康で文化的な最低限度の生活を営むことのみならず、働くこと、教育を受けること、宗教を信じること、表現すること、仲間と集まること、幸福を追求することまで、人間が人間らしく生きていくために必要で、生まれながらにしてすべての人に保障されるべきものです。しかし、私たちの社会を見ると、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など弱い立場に置かれている人の人権がまもられていない現状があり、その中に外国人も含まれています。

外国人の人権をまもるための取り組みを充実させる^{*}ことは、すべての人の人権をまもることにつながります。



「刈谷市では、あらゆる場で、外国人の人権はまもられていますか？ 特に弱い立場におかれている“外国にルーツを持つ子ども”の人権はまもられていますか？」



—— こうした問いかけに、「YES！」と答えられるようになるためにも、国際化・多文化共生のまちづくりをすすめます。

※外国人市民も地方自治法上の「住民」であり、また、日本が批准している「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等に示されているように、外国人市民に対しても日本人と基本的に同等の行政サービスを受けられるようにすることが求められています。

④ 共存・協働のまちをつくる

本市では、平成21年（2009年）に、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」を定め、『あらゆる市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等、行政が、暮らしやすく心の通ったまちにしていくための課題を「自分ごと」ととらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい「対話」「理解」「共感」を大切にしながら取り組むこと』を共存・協働のまちづくりの定義としています。

国際化・多文化共生に関わる課題は、「暮らしやすく心の通ったまちにしていくための課題」であり、共に地域で暮らす大切な仲間である外国人市民とともに、上述の定義のような取り組みをすすめることは、共存・協働のまちをつくることにつながります。



「刈谷市では、共存・協働のまちづくりを、国際化・多文化共生というテーマでも行っていますか？ また、外国人市民とともに行っていますか？」



—— こうした問いかけに、「YES！」と答えられるようになるためにも、国際化・多文化共生のまちづくりをすすめます。

※ **参考**：国の各種指針で示された国際化・多文化共生の意義等

◆ 地域における「国際交流」の意義と目的

- ① 地域アイデンティティの確立
- ② 地域の活性化
- ③ 地域住民の意識改革
- ④ 相互理解の深化

(出典：『地域国際交流推進大綱の策定に関する指針』平成元年2月)

◆ 地方公共団体による「国際協力」の意義と理念

- ① 共生の精神
- ② 対等なパートナーシップ
- ③ 多様なチャンネルによる世界平和への貢献
- ④ 人道的配慮
- ⑤ 地域活性化等の効果

(出典：『自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針』平成7年4月)

◆ 地域における「多文化共生」の意義

- ① 外国人住民の受入れ主体としての地域
- ② 外国人住民の人権保障
- ③ 地域の活性化
- ④ 住民の異文化理解力の向上
- ⑤ ユニバーサルデザインのまちづくり

(出典：『地域における多文化共生推進プランについて』平成18年3月)